

生活環境項目に係る排水基準

項 目	許容限度
pH（水素イオン濃度）	5.8～8.6（河川及び湖沼） 5.0～9.0（海域）
BOD（生物化学的酸素要求量）	最大 160（日間平均 120）mg/L
COD（化学的酸素要求量）	最大 160（日間平均 120）mg/L
SS（浮遊物質）	最大 200（日間平均 150）mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 最大 5 mg/L 動植物油 最大 30 mg/L
フェノール類含有量	最大 5 mg/L
銅含有量	最大 3 mg/L
亜鉛含有量	最大 2 mg/L
溶解性鉄含有量	最大 10 mg/L
溶解性マンガン含有量	最大 10 mg/L
クロム含有量	最大 2 mg/L
大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL
窒素含有量	最大 120（日間平均 60）mg/L
リン含有量	最大 16（日間平均 8）mg/L
備 考 1 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上の工場又は事業場に係る排水水について適用する。 2 pH及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱業を含む。）に属する工場または事業場に係る排水水については適用しない。 3 pH、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際に現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間適用しない。 4 BODについての排水基準は、河川等の公共用水域に排出される排水水にのみ適用し、CODについての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 5 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増加をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって、水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 6 5の規定は、リン含有量について準用する。	